

【令和 7 年 10 月採用】

三島町職員採用候補者試験について

三島町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

試 験 職 種	保育士
採用予定人数	1 名
受 験 資 格	昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者
受験申込期間	令和 7 年 5 月 12 日㊟から、令和 7 年 7 月 18 日㊿まで ※郵便による申し込みの場合も、令和 7 年 7 月 18 日㊿までの消印有効とします。
試 験 の 方 法	教養試験・専門試験・小論文・適性検査・個別面接
試 験 の 日 程	令和 7 年 8 月 3 日㊿ 受 付 8：00～8：10 教養試験 8：15～10：15（120 分） 専門試験 10：30～12：00（90 分） 一 昼 食 休 憩 ー 小 論 文 13：00～14：00（60 分） 適性検査 14：10～15：00（50 分） 個別面接 15：00～（1 人 15 分程度）
試 験 会 場	三島町町民センター 三島町大字宮下字宮下 350 番地
合 格 発 表	8 月下旬予定 ※本人に通知します。

- ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ①日本の国籍を有しない者。
- ②拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③三島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者。
- ④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

合格者の採用
(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。 この採用候補者名簿の有効期間は原則として 1 年間です。
(2) 初任給は三島町の給料表により支給され、そのほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
受験の手続
(1) 申込用紙の交付 申込用紙は、三島町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、試験職種に応じて、封筒の表に「令和 7 年 10 月採用試験申込用紙請求（保育士）」と朱書きし、140 円切手を貼った本人宛の封筒（角 2）と、氏名・住所・電話番号を記した書面を必ず同封してください。
(2) 申込の方法 ① 申込用紙に必要事項を記入し、受験票は切り取らずに、三島町役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「令和 7 年 1 0 月採用試験申込」と朱書きして送付してください。
② 市販の履歴書（写真貼付）を同時に提出（同封）してください。
③ 受験票の写真欄には、最近 6 カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6cm×横 4.5cm）を貼り、受験当日に必ず持参してください。（※受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）
試験結果の開示
試験の結果については、試験の不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示期間は合格発表の日から 1 カ月間、開示の場所は三島町役場総務課です。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、受験者本人が来庁してください。
その他
(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
(2) この試験に関し不明な点は、三島町役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、140 円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
☎総務課 ☎（48）5511 〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350 番地

ニホンザル追い払い講習会の会場変更について

前回のお知らせ版にて参加者を募集しておりましたニホンザル追い払い講習会についてですが、火災の危険性があることから、会場を「旧三島町町営スキー場」から「町民センター 2 階視聴覚室（座学）」と「旧三島町町民運動場駐車場（実習）」に変更いたします。参加を予定していた方は会場をお間違えの無いようお願いいたします。

日 時	令和 7 年 5 月 15 日㊿9：30 から (雨天の際には 5 月 16 日㊿に延期します。)
場 所	集合場所：町民センター 2 階視聴覚室（座学） 座学が終わり次第、旧三島町町民運動場駐車場に移動して実習を行います。 ※徒歩または自転車でご来場の方は、実習の会場まで車で送迎いたします。
内 容	【座学】 ・三島町でのサル被害の現状や、サルの生態についての説明 ・塩ビ管を使った花火発射筒の作成 (参加者一人一人に作成してもらい、作成した発射筒は持ち帰って使用していただく予定です。) ・消防署員による防火講話 【実習】 ・花火を使用した追い払い方法について（実際に花火を打ち上げてもらいます。)

☎特命担当課 ☎（48）5232

山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜やたけのこの出荷・販売をするためには、原則として品目ごとのモニタリング検査が必要となりますので、役場産業建設課にお問い合わせください。すでにモニタリング検査にご協力いただいている方は、引き続きご協力をお願いいたします。

5 月 1 日時点で県モニタリング検査を実施した結果について、下記のとおりお知らせします。

県モニタリング検査済の山菜
令和 7 年度分の『くさそてつ（こごみ）』『ふきのとう』『ふき』『たらのめ』『うど』『わらび』『うるい』は検査済です。 これまで検査を受けたことがある方は、出荷・譲渡が可能となりますが、受けたことがない方は、次のとおり検査を受ける必要がありますので、ご注意ください。 ※モニタリング検査を受ける必要がある品目については、令和 7 年 3 月 21 日㊿発行のお知らせ版をご覧ください。

県モニタリング検査に関するお願い
検査対象となっている品目で今まで検査を受けたことがない方は、山菜・たけのこの採取や道の駅等への出荷、他人への譲渡はできません。必ず検査を受けるようにしてください。

【検査曜日】
県のモニタリング検査日が原則、火曜日と金曜日に決められていることから、三島町役場への持ち込みは原則、火曜日と木曜日とします。

出荷（販売）できる状態での検査が必要なため、採取前に必ず役場へご連絡ください！

検 査 手 順
① 検査希望者は役場産業建設課へ事前に連絡する。「〇〇の検査をしたい」
② 役場は持込日をお知らせ。「〇日〇曜日の午前中に役場へお持ちください。」
③ 検査希望者は持ち込み日に合わせて採取を実施し、指定された日に持ち込む。
④ 役場は県へ検体を届ける。

ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

☎産業建設課産業建設係 ☎（48）5566

町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金募集について

三島町では、有害鳥獣による農作物被害防止のため、**有害鳥獣防護柵（電気柵等）の購入及び設置に係る費用を補助します。**

これからの時期は農作物を作付けする時期となりますので、被害を防止する対策としてご検討されている場合は一度ご相談ください。

補助対象者	①町内に住所を有する者 ②町内の地区または中山間地域等直接支払の集落協定等 ③有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等
補 助 額	①個人：対象経費の2分の1以内かつ上限 10 万円 ②対象農地がおおむね 1 h a 以上または総延長距離 500 m 以上の個人、法人、任意団体等：対象経費の 10 分の 8 以内 ③地区または中山間地域等の集落協定等：対象経費の 10 分の 10 ※②、③について、上限は定めませんが予算の範囲内の額となります。
募 集 期 間	随時受付 ※購入を予定されている場合は、実施の規模やおおよその予算額が決まり次第、まずは町にご相談ください。
留 意 点	◇ 補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。 ◇ 有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等を設立する場合は、規約や名簿を作成いただくことになります。 ◇ 設置に関する人件費や電池代は補助の対象外とします。 ◇ 補助金を活用し購入した資材については、3 年間使用いただくことになります。 なお、 補助金導入時から 3 年以上設置がされない場合は補助金の返還対象 となりますのでご注意ください。 ◇ 毎年適正に設置されているのかを把握したいため、町が作成する管理簿に基づき、使用実績を報告していただくことになります。

☎特命担当課 ☎（48） 5232

犬・猫の飼い主のみなさんへ

1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう
●犬は生涯に1回「登録」しなければなりません。必ず役場で登録してください。 ●「狂犬病予防注射」は毎年1回（4月～6月末までに）行う必要があります。動物病院で予防接種を行ったときは、注射済証書を持って役場へ届け出ましょう。 ●飼い犬の登録者に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。 ●飼い犬が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。 ●令和7年度の狂犬病集合予防注射は5月14日㊥です。対象の方へ個別に文書を送付させていただきました。詳しくはそちらをご覧ください。
2 犬の放し飼いはやめましょう
犬の放し飼いは、他人に迷惑をかけ危害を加えるおそれがあるため、県条例で禁止されています。また、犬の散歩はリードを付けて行いましょう。
3 環境美化につとめましょう
飼い犬の“フン”の始末は、飼い主の義務です。 公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。
4 小さな命を大切に！ 捨て犬、捨て猫はやめましょう
犬や猫も家族の一員です。最後まで愛情をもって育てましょう。 どうしても飼えないときは、新しい飼い主を見つけましょう。飼い主が見つからない場合は、動物愛護センターに相談してください。

☎町民課町民係 ☎（48） 5555

☎動物愛護センター会津支所 ☎ 0242（29） 5517

※（ホ） ヨガ教室（公民館講座）について

初心者の方や運動の苦手な方でも安心して参加できるプログラムを行っておりますので、ぜひ、ご参加ください。

○らくのびヨガ教室 講師 ヨガインストラクター 上野 沙紀 先生

月 日	時 間	会 場
5月20日㊦	10:00 ～ 11:00	町民センターふれあいの間
5月26日㊧	18:30 ～ 19:30	
5月27日㊦	10:00 ～ 11:00	

☎公民館 ☎（48） 5599

第 19 回市町村対抗福島県軟式野球大会 三島町チーム選手募集について

今秋開催される『第 19 回市町村対抗福島県軟式野球大会』に出場する三島町チームの選手を募集します。

ご希望の方は、公民館へお申込みください。



今後の日程 (予 定)	5 月 中 旬	練習開始(週 2 回程度)
	7 月 中 旬	抽選会
	8 月 9 日・10 日	両沼 7 町村親善野球大会
	8 月 下 旬	壮行会
	9 月 上 旬～	市町村軟式野球大会
※この他に柳津町野球連盟が主催する大会への参加や、他市町村との練習試合を計画する。		
参加資格	・町に住所がある 18 歳以上の方(大学生、専門学生も可)。	
	・町内中学校を卒業している方で、町外在住の方は、「ふるさと選手」として参加できます。	
そ の 他	・上記のほか、町外に居住し通勤している町役場職員と小・中学校の教職員、三島出張所に勤務する常備消防署員の方は参加できます。	
	※詳しくはお問い合わせください。	
申 込 み	・グローブ、スパイク、練習着は各自ご用意ください。	
	・市町村対抗大会の参加に関わらず、野球チームの活動は年間をとおして行っていますので、興味のある方は気軽にお問い合わせください。	
公民館 ☎ 4 8－5 5 9 9		

☎公民館 ☎（48） 5599

※（ホ） 令和7年度 三島町健康講座について 「目指せ健康寿命！＋10 歳（プラステン）」

三島町健康講座「目指せ健康寿命！＋10 歳（プラステン）」は、健康づくり・介護予防に関心がある方々や身体機能の低下や健康面に不安がある方が、様々なゲームやレクリエーション・ものづくり・運動などを通して、楽しみながら健康づくりに取り組む、定期的な通いの場です。「人と会っておしゃべりしたい」「とにかく出掛ける場所が欲しい」方も大歓迎です！

日 程	令和7年5月22日㊥
時 間	10:00 ～正午頃
会 場	町民センターふれあいの間
持 ち 物	健康ポイントカード、飲み物、筆記用具
プログラム	元気体操・ゲームレクリエーション

☎地域包括支援センター ☎（48） 5045

※（ホ） 出張！三島町健康講座について

三島町健康講座を各地区で出張開催いたします。5月～7月にわたり、健康講話と自宅でも楽しく運動できる内容を紹介いたします。ぜひご参加ください。

次の地区以外の開催日程については、順次お知らせ版で告知いたします。

対 象 地 区	日 程	会 場
高清水地区	5月12日㊧午前 10 時～	高清水集会所
大谷地区	5月13日㊦午後 1 時～	大谷活性化センター
名入地区	5月20日㊦午前 10 時～	名入集会所
荒屋敷地区	5月23日㊥午前 10 時～	荒屋敷集会所
川井地区	5月26日㊧午前 10 時～	川井集会所
早戸地区	5月30日㊥午前 10 時～	早戸生活改善センター

【持参物】飲み物、健康ポイントカード

【留意点】手洗いうがい、マスクの着用など感染対策にご協力ください

☎地域包括支援センター ☎（48） 5045

お知らせ版 646-1 ①

※（ホ）…みしま健康ポイントの対象です。カードをご持参ください。